

在日時、労働災害にあわれた方は、帰国後「義手」「義足」「車いす」を購入した際、その購入した費用について支給を受けることができます。

〈支給を受けることができる方〉

- ・ 次の①又は②に該当する方で、「義手」、「義足」、「車いす」の購入について申請し、承認された方
 - ①「義手」、「義足」
在日時、労働災害により上肢又は下肢の全部又は一部を喪失した方
 - ②「車いす」
在日時、労働災害により両下肢を全廃又は喪失された方で、義足及び下肢装具が使用できない方

〈支給申請の方法〉

- ・ 製作者等から、義肢又は車いすの仕様等が記入された見積書等を申請時に所轄局長あて提出してください。
- ・ 申請について所轄局長から承認を受けた場合に、はじめて購入した費用について支給を受けられます。

〈その他〉

- ・ 購入等に際しての旅費、修理に係る経費については支給されません。
- ・ 過去に義肢等の支給を受けたことがある方又は車いすの支給を受けられるで、日本国からの送付を希望される方は、その旨申請してください。

詳しくは、厚生労働省労働基準局補償課（03-5253-1111）へ、またすでに義肢等の支給を受けている方は、その支給を受けた労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。